

ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係る 制度的枠組みの検討について

平成17年10月11日
生命倫理・安全対策室

1．概要

総合科学技術会議意見具申「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(平成16年7月23日)において、文部科学省及び厚生労働省に対し、ヒト受精胚の生殖補助医療研究における作成・利用について、ガイドラインの策定及び当該ガイドラインに基づいて研究審査を行う枠組みの整備が求められたことを踏まえ、文部科学省においては、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会に「生殖補助医療研究専門委員会」を設置し、検討を行う。

2．主な検討事項

- (1) 研究の目的について
- (2) 研究実施機関の要件
- (3) 胚・配偶子の入手のあり方
- (4) 胚・配偶子の管理の要件
- (5) 審査のあり方
- (6) その他

3．委員構成

研究者、医療関係者、人文・社会科学分野等の有識者から構成する。

4．その他

本年7月13日に厚生科学審議会科学技術部会に設置された「ヒト胚研究に関する専門委員会」と密接な連携を図りつつ(必要に応じて合同開催を含む。)検討を行うものとする。

科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会における
委員会の設置について

平成17年10月11日
科学技術・学術審議会
生命倫理・安全部会

科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会運営規則第3条第1項に基づき、生命倫理・安全部会に以下の委員会を設置する。

生殖補助医療研究専門委員会

ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に係るガイドライン策定等のための専門的事項に係る調査検討を行う。